

認定農業者になりませんか

□認定農業者とは？

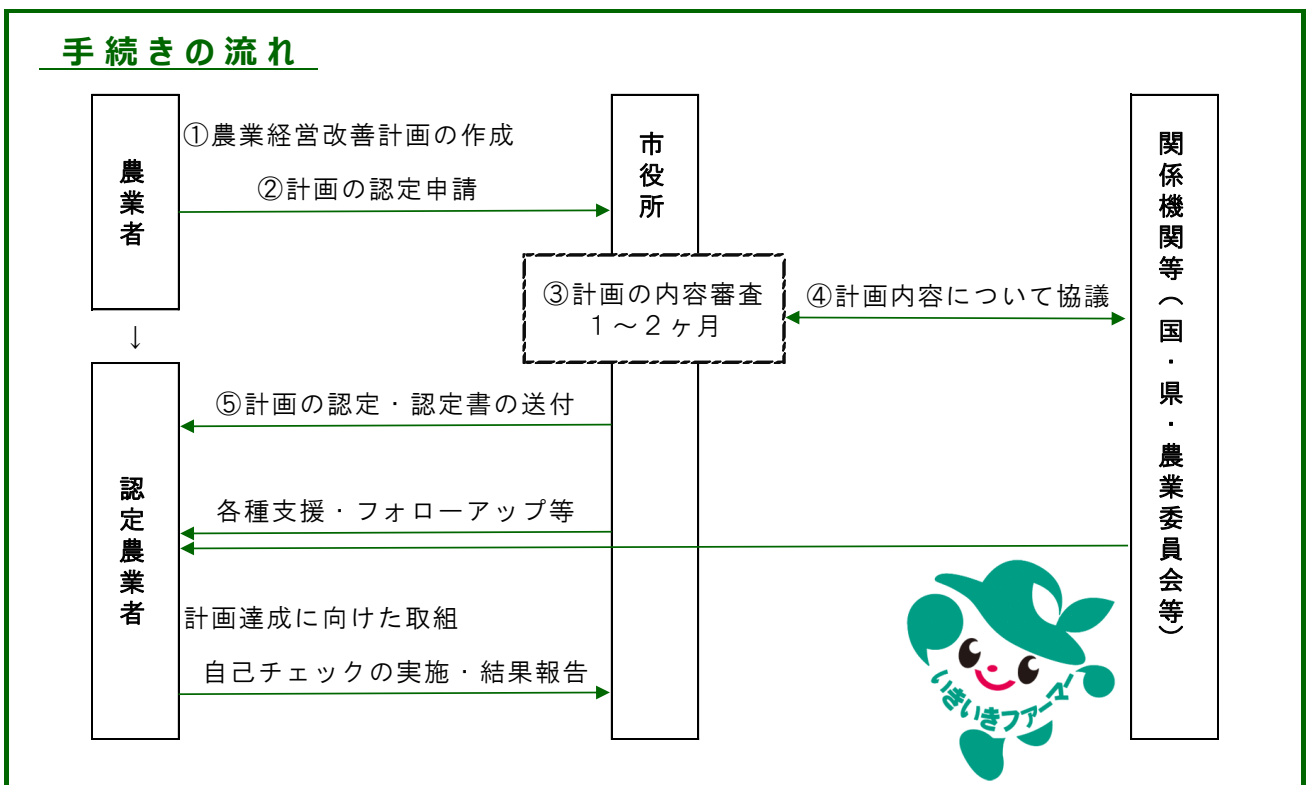
認定農業者制度とは、自らの農業経営の改善・発展に向けて農業者が5年後の農業経営の目標とその達成に向けた取組を記載した『農業経営改善計画』を作成し、その計画を市町村が認定する制度です。

計画が認定された農業者を『認定農業者』といいます。

認定農業者に対しては、様々な支援措置が重点的に実施されます。

□認定農業者になるための手続き

認定農業者になることを希望される方は、『農業経営改善計画』を作成し市に申請します。市は計画の内容が基本構想に照らして適正であると判断した場合、計画を認定し認定書を交付します。



□農業経営改善計画の認定基準と必要書類

1. 計画が市の基本構想に照らして適正であること

5年後の年間農業所得目標：450万円/世帯（家族経営の場合など）

または 380万円/主たる従事者1名あたり（法人経営など）

2. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な計画であること

3. 計画の達成の見込があること

4. 現状所得を記載するため、確定申告書等の所得がわかるものが必要となります。

* 計画の申請ができるのは個人及び法人です（任意組織等は申請できません）。

* 申請者の年齢・性別・専業/兼業の別・営農類型・現在の経営規模は問いません。

* 家族経営協定を締結している場合、共同申請を行うことができます。

認定農業者を対象とする支援制度

1 融資制度

(1) 農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）

支援内容	認定農業者に対し、農業経営改善計画の達成に必要な資金を融資します。	
	使 途	農地の取得・改良、施設・機械の購入、果樹苗・家畜の導入、その他規模拡大に伴って必要となる原材料費、人件費など
	返済期間	25年以内（据置期間10年以内）
	融資限度額	個人：3億円 法人：10億円
*人・農地プランの中心経営体に位置付けられているかたや、農地中間管理機構から農地を借りているかたは、借入当初5年間、実質無利子化となる制度があります。		
お問合せ	(株)日本政策金融公庫 ☎017-777-4211	

(2) 農業経営改善促進資金（スーパーS 資金）

支援内容	認定農業者に対し、農業経営改善計画の達成に必要な運転資金を融資します。	
	使 途	種苗代・肥料代・雇用労賃等の直接的現金経費、備品・消耗品の購入費、機械・施設の修繕費、地代・リース料など
	返済期間	1年
	融資限度額	個人：500万円 法人：2,000万円
お問合せ	お近くの農協、銀行、信用金庫、信用組合に直接お問い合わせください。	

(3) 農業近代化資金（認定農業者への特例措置）

支援内容	認定農業者の場合、融資率の特例（100%）や、農林水産長期金融協会からの利子助成があります。
お問合せ	お近くの農協、銀行、信用金庫、信用組合等に直接お問い合わせください。

2 経営所得安定対策

(1) 畑作物の直接払交付金（ゲタ対策）

支援内容	諸外国との生産条件の格差による不利がある国産農産物の生産・販売を行う者に対して「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分相当の交付金を交付します。	
	対象作物 対象数量	麦*、大豆*、そば*、なたね の、当年産の出荷・販売数量 *農作物検査を受検し、一定以上の格付けがなされたものが対象
	平均交付単価 (H29～31年産)	小麦：6,940円/60kg 大豆：9,040円/60kg そば：16,840円/45kg なたね：9,920円/60kg

(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

支援内容	<p>農業者の米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。</p> <p>① 農業者はあらかじめ積立金を納付する必要があります。</p> <p>② 補てん金は、農業者（積立金）1：国3の割合で支払われます。</p>
注意点	<p>① ゲタ対策、ナラシ対策の加入申請期限は6月末までとなっていますので、それまでに認定農業者等の認定を受ける必要があります。</p> <p>認定農業者の認定には1～2ヶ月程度かかりますので、4月末頃までに申請書を作成、市に提出してください。</p> <p>② 交付金の交付日までに認定が満了する場合、交付金が支払われない場合がありますので、加入者の方は再認定の手続きを確実に行ってください。</p>
お問合せ (共通)	<p>・青森市地域農業再生協議会</p> <p>【事務局】青森市役所 農業政策課 生産支援チーム ☎0172-62-1176</p> <p>・東北農政局 青森県拠点 ☎017-777-3512</p>

3 農業経営基盤強化準備金（税制特例）	
<p>支援内容</p>	<p>認定農業者や認定新規就農者が、経営所得安定対策の交付金を農業経営改善計画や青年等就農計画に従って「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、積立額を必要経費（法人の場合は損金）として申告できます。また、5年以内に準備金を取り崩して農地や農業用の施設・機械を取得した場合、取り崩した額は課税対象となりません。</p> <p>（例）3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合</p> <p>■ : 積み立てた準備金</p> <p>交付金を準備金として積み立てずにそのまま用いる</p> <p>取り崩す</p> <p>準備金の積立て 交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で ① 個人は必要経費算入 ② 法人は損金算入 （積立てない交付金は、課税対象）</p> <p>農業用固定資産の取得 農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳 ① 準備金取崩額 ② その年に受領した交付金の額</p> <p>■ ■ ■ 交付金を投資に振り向け、経営発展!</p>
<p>対象要件</p>	<p>経営所得安定対策の交付金対象者である、青色申告を行っている など</p>
<p>手続き</p>	<p>① 準備金を使って取得しようとする施設・機械等が、農業経営改善計画（青年等就農計画）に記載されているかどうか確認してください。</p> <p>*記載がない場合、事前に改善計画等の変更手続きが必要となりますので、市役所 農業政策課へご相談ください（11月下旬頃まで）。</p> <p>② 農政局へ、準備金の証明書の申請をします（1月中旬頃まで）。</p> <p>③ 証明書を添付して、所得税の確定申告をします（～3月15日頃）。</p>
<p>お問合せ</p>	<p><準備金証明書の申請窓口>東北農政局 青森県拠点 ☎017-777-3512</p> <p><改善計画等の変更手続き>市役所 農業政策課 ☎0172-62-1156</p>

4 農業者年金の保険料の国庫補助	
<p>支援内容</p>	<p>認定農業者で青色申告を行っている者等が農業者年金に加入する場合、保険料に対して国の補助があります。ただし、農業者年金への加入期間や、補助を受ける場合の保険料は2万円に固定されるなどの条件があります。</p>
<p>お問合せ</p>	<p>青森市農業委員会事務局 ☎017-761-4372 事務局分室 ☎0172-62-1148</p>

5 果樹経営支援対策事業（りんご改植等への補助金）	
支援内容	優良品目・品種への転換、園地整備等に取り組む、果樹産地構造改革計画の担い手*を支援します。 *認定農業者、人・農地プラン中心経営体、一定以上の栽培面積がある農業者 など □支援内容の詳細については、下記までお問い合わせください。
お問合せ	市役所あおもり産品支援課 ☎0172-62-3002

6 さくらんぼ生産高度化施設整備支援事業	
支援内容	経営の多角化及びさくらんぼの品質向上を促進するため、雨よけハウスの整備費、簡易選果機の設置費に対して支援します。 対象者：農協、認定農業者、営農集団（3戸以上の農家） □支援内容の詳細については、下記までお問い合わせください。
お問合せ	市役所あおもり産品支援課 ☎0172-62-3002

新たな農業経営指標について

「新たな農業経営指標」は、農業経営者の皆さまが自らの経営状況を自己チェックし、経営改善を図るために活用していただくことを目的に、農林水産省が作成した経営診断ツールです。

□認定農業者の方は、毎年の自己チェック結果を経営改善計画の中間年（3年目）と最終年（5年目）に市町村に提出する必要があります。



「新たな農業経営指標」は、農林水産省ホームページからダウンロードできる『経営改善実践システム』により活用できます。

□農林水産省ホームページはこちら

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>